

令和4年三重県議会定例会  
予算決算常任委員会  
防災県土整備企業分科会  
説明資料

◎ 議案補充説明

(1) 議案第89号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」(関係分) … 1

令和4年6月23日

県 土 整 備 部



## ◎議案補充説明

### (1) 議案第89号「三重県手数料条例の一部を改正する条例案」(関係分)

#### 1 建築基準法の一部改正に伴う建築許可申請手数料の整理

##### (1) 改正理由

建築基準法の一部改正（令和4年5月20日公布）に伴い、手数料についての規定を整理するものです。

##### (2) 改正内容

建築基準法に応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする規定が創設されたことに伴い、同法の条項について項番号が変更されたことから、建築許可申請手数料の当該条項に関係する規定を整理します。

##### (3) 条例の施行期日

公布の日

#### 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等による認定申請手数料の新設

##### (1) 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等（令和3年5月28日公布）により、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたことに鑑み、手数料についての規定を整備するものです。

##### (2) 改正内容

国から示された認定業務に係る想定所要時間を参考に、既存住宅に係る認定申請手数料等を新設します。

##### (3) 条例の施行期日

令和4年10月1日

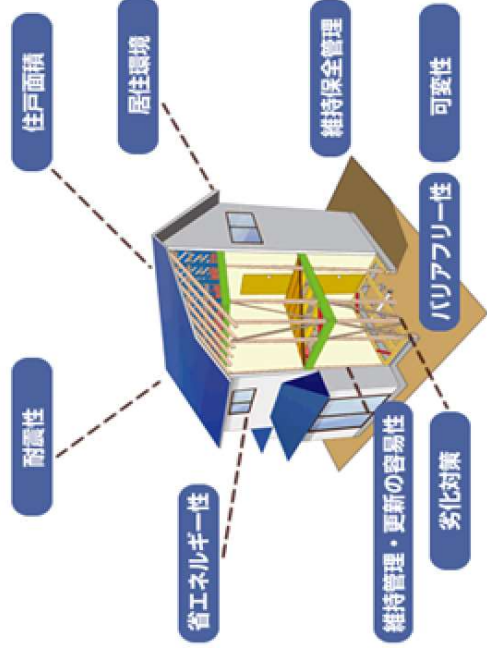
# 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

## 長期優良住宅認定制度とは

「劣化対策」や「耐震対策」、「省エネルギー対策」等の長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）を普及促進させるための認定制度

### 【現行（新築・増改築）の認定のメリット】

- ・住宅ローンの金利が引き下げられる
- ・固定資産税の減税期間が延長される
- ・地震保険料の割引が受けられる など



## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正概要

公布日：令和3年5月28日  
施行日：令和4年10月1日

### ・認定対象の拡大

建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設

### 【既存住宅の認定のメリット】

現在、国で制度設計中

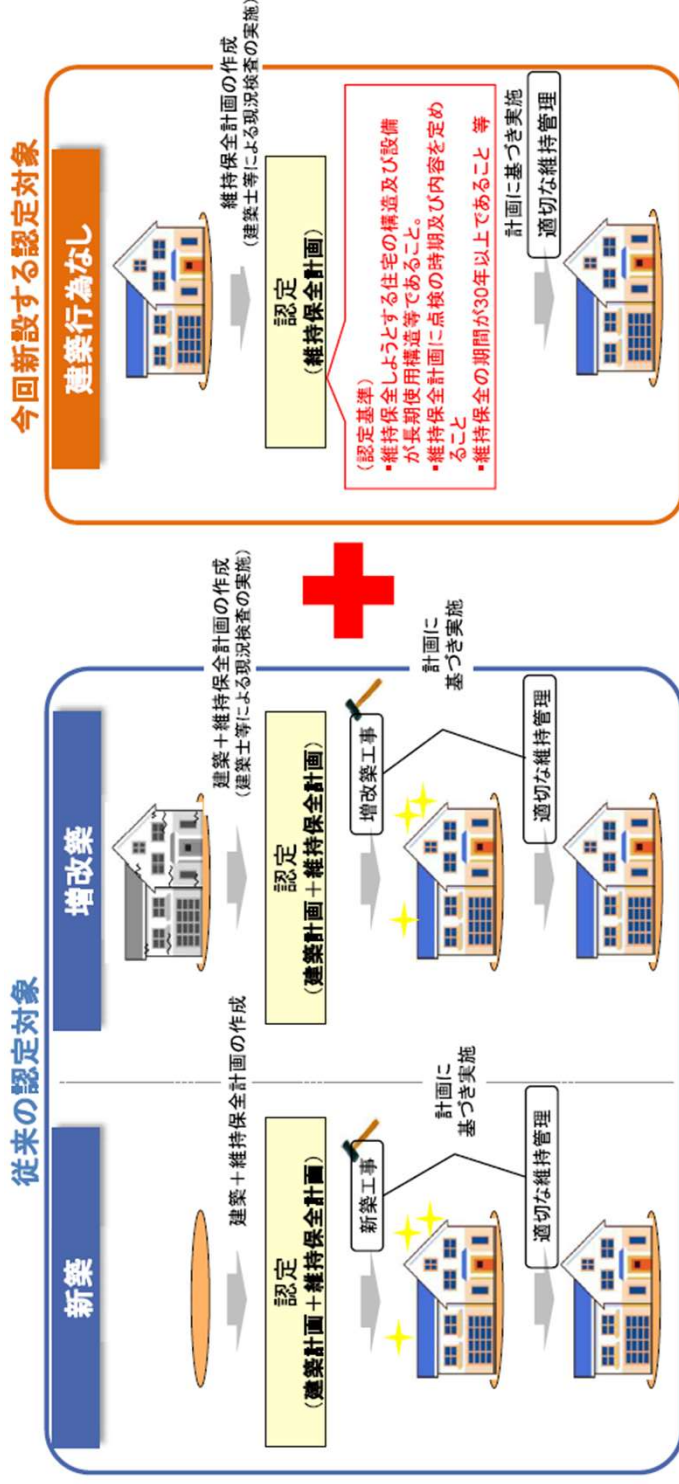
# 【法改正】 認定対象の拡大

## 【改正前】

現行の認定制度は建築行為を前提とし、建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り認定を取得することができない

## 【改正後】

優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定（維持保全計画のみで認定）できる仕組みを創設



## 【手数料改正】 建築行為なし申請手数料の新設

### 別表第16（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料）

#### 【現行の申請手数料】

申請区分	認定内容	代表的な手数料
新築	長期優良住宅建築等計画の認定	13,500円 (戸建て・事前審査ありの場合)
増改築	長期優良住宅建築等計画の認定	20,300円 (戸建て・事前審査ありの場合)

#### 【新設する申請手数料】（建築行為を伴わない既存住宅の認定申請手数料）

申請区分	認定内容	代表的な手数料
建築行為なし	長期優良住宅維持保全計画の認定	20,300円 (戸建て・事前審査ありの場合)

国が示した認定業務に係る想定所要時間を参考に算定（増改築の手数料と同額）